

峰崎直樹君 おはようございます。民主党・新緑風会の峰崎でございます。

この道州制特区法案そのものは、後で議論になりますけれども、北海道以外も入っているという理解は政府から度々答弁をいただいているようでありますけれども、やはり北海道はもう既にこの対象に実は組み入れられているわけでありまして、私も実は北海道選出の参議院議員として、この法案に対しては大変興味深く、また関心を強く持っているわけでありまして、今日は財政金融委員会を委員を差し替えていただいてこの内閣委員会で質問をさせていただきたいというふうに思います。

約二時間という、私も国会へ出て十五年になるんですけど、二時間近く質問をしたことというのは余りありません。一番長くても一時間半ぐらいだったと思いますが、その意味ではやや逐条的な法律の解釈なども少し議論させていただければなというふうに思っております。

それでは、早速入っていきたいと思うんですが、衆議院の議事録をざざあっと、丹念に読むともう本当に膨大な量でございますので、本当に上からかいなでぐらいしか見ておりませんが、非常にこの法案分りにくいなという感じがいたしておりますし、何のためにこの道州制特区法案というものが作られたのかなというそもそも論のところがよく分かりません。

担当大臣に、この法案は一体全体何のために出されたのかな、この点について少し最初に、冒頭お伺いしておきたいと思います。

国務大臣（佐田玄一郎君） この法律につきましては、先生も御案内のとおり、この道州制自体は基本的にはもう昭和の初期から議論をされておるところでありまして、現在に至って市町村合併が相当これ進んでまいりまして、当初三千三百あった地方自治体が千八百ぐらいになりまして、そういう意味におきましては相当に地方分権が進み、行政改革が進み、そういう中におきまして道州制の必要性というか、そういうことが言われてきております。この要するに今回の道州制特区推進法につきましては、その中におきまして地域の意見を最も大事にしていかなくてはいけないという根本的な考え方があります。

もう一点は、地方分権を進めるという観点があるわけでありまして、そういう意味におきましては、地方の意向を聞きながら、要するに地方分権を進めていくという趣旨の法律に基づいて将来ビジョンを作ることによって、日本に最もふさわしい、各地域に最もふさわしい地方分権を進めるという観点からこの法律を提案させていただいているという次第であります。

峰崎直樹君 今おっしゃられたことを繰り返しても仕方ないんですが、地域の意見を吸収して地方分権を進めると、こういうお話でございました。

そこで、地域の意見をどう聞いているのかということについてはまた後でお聞きしたいと思うんですが、地方分権ということについて、大臣、一体地方分権とはどうあるべきなのかという、まず原理原則といいますか、理念といいますか、そういった点について大臣の御見解をお聞きしたいと思うんですが。

国務大臣（佐田玄一郎君） 地方分権、私の私見ではありますけれども、できる限りの二重三重行政というものをなくして、地方の役割、そしてまた国のやるべき役割、こういうことをしっかりと踏まえて、税財源の移譲、そして権限の移譲を地方に行い、また地方、例えば都道府県にそれが移譲された場合には、基礎的自治体に今度は税財源、そして権限の移譲を行って、そして、できる限り簡略した、そして無駄のない行政形態をつくっていくということは重要であろうと、その中の地方分権というのはまた非常に重要であると、こういうふうに思っております。

峰崎直樹君 私は、どうも今のお話を聞いていると、中央政府におられるからそういう考え方になるのは当たり前なのかもしれないんですが、どうもやっぱり中央政府から中間的な政府に権限を下ろし、そして中間的なところから基礎的な市町村に権限、財源を下ろしますよと、こういう発想を今お話しなさったんですね。

これ、分権ということを考えたときには逆じゃないのかという、つまり末端の基礎的な市町村は何が今必要とされているのかと。そこでは、どんな仕事が必要だからどれだけの権限、財源が、税源が与えられるべきなのかということから入って、それで、基礎的な自治体では足りないから、これではできないということで、もう少し大きい政府でなければならぬというので中間的な政府があって、その上で、国でなければやれないものは国だけでやると、こういう下から考えていくというのが通常よく補完性の原理と言われているんですけれども、大臣今おっしゃったのは中央政府の行革特区の担当大臣としておっしゃられたんでしょうけれども、通常はその補完性の原理が正しいというふうに思っていられるんでしょうね。その点はどのように考えていらっしゃるんですか。

国務大臣（佐田玄一郎君） 補完性の原理というのは当然のことだと思います。そしてまた、先生言われたように、地方がこういうことをやる、そのためには税財源、そして権限の移譲はこうあるべきである、そしてまたその中間的な都道府県からまたこうあるべきだと、地方分権の考え方は地方分権の考え方で、それはあると思います。

それと同時に、今回の法案においては、正に先生の言われるような形で地方、例えば基本方針を作ったときには、計画を立てるときも、その当該地域の基礎的自治体の意見を聞きながら特定広域団体の議決もいただいていくということでありますから、むしろ逆に地方からいろんな御意見を出していただくと、そういうふうな形で進んでいく法案であると、こういうふうに思っております。

峰崎直樹君 非常に、そこら辺になってくると、またよく分からなくなる。何で分からなくなるかという、私は、ボタンの掛け違いをすると本当に結果的につまらない結果しか出てこないんじゃないかと思っているのは、真ん中のところの、道州というあるいは都道府県の在り方、広域的な自治体と言われているところを、そのところだけをしっかりとどうしようという議論を今されようとしているわけですがけれども、どうもそこから出発するんじゃなくて、やはり基礎的な自治体は何をしなきゃいけないのかねと。その事務の仕分だとか仕事の仕分だというものが確定しないままに何かこの中間ところに、何をどうしたらいいかというような議論をするような方向が何か出始めているんじゃないかという気して、そこから出発したんでは物事は正しい解決の方向に向かわないんじゃないかなというふうに、私は自分が参議院選挙のときに、ちょうど今から二年前でしたけれども、道州制問題が北海道で当然のことながら議論になったときに、よく新聞社から聞かれるんです、道州制についてどう思われますかと。

道州制のところから出発したら、このいわゆる分権の議論であれ、国やあるいは中間自治体、それから基礎的な自治体の在り方というのは、まず我々は末端の基礎的な自治体がどうあるべきかということから議論していかないと、これは、そこから出発したんでは間違えちゃうんじゃないかということで、私自身はこの道州制という考え方を、将来はもちろん考えなきゃいけない課題としても、今それに議論をスタートさせるということについては反対だということを、あらゆる新聞社からあるいはマスコミから問い合わせがあったときにそういうお答えをしたんです。その意味で、この道州制特区法案が出てきたとき、何でこんなものを特区に指定するんだらうなということが率直に言ってよく分かりませんでした。

その意味で、今、分権のためにもこれが必要なんだということもおっしゃられたんですが、どうも、この北海道はその対象になっているわけでありますが、何かその意図が、本来の分権だとか広域行政の在り方を探るとか、そういうところからどうも出発しているのではないんじゃないかというふうにいる思えてくるんですよ。(発言する者あり)動機が不純です、今、我が党の理事がおっしゃいましたけれども、動機が不純なんですよ。

動機が不純な例というのは、北海道に関してはもうたくさんあるんですよ。今、この中でも大分議論になっていますけれども、いわゆる公共事業ですね、北海道の場合は、開発行政というのは、北海道開発庁というのが設けられました。昭和二十五年ですよ。北海道開発法という法律をわざわざ作ったんですよ、昭和二十五年に。何のためにこの法律作ったのか。

これは、もう歴史の一コマでありますから、皆さん方、自民党の方々がどう思っておられるかは別にして、このいわゆる北海道開発庁が置かれた経過というのは、田中革新道政、すなわち戦後の第一回のいわゆる民選知事で、北海道知事が当時の社会党だとか、そういった農民の方々とか、そういう人たちがつくった知事さんが出てきて、そして、北海道は

これから国の正に戦後の復興の中で、資源はある、それから復興した、復員された方々を
どんどん開発に振り向けなきゃいけない、そういう仕事がたくさんあるところへ、これを
革新の北海道知事に独り占めさせるのはよろしくない、こう言って北海道の開発行政と
いうものは、そのおいしいところを北海道開発庁として法律を作ったんですよ。

しかも、このときの法律、これ今日、北海道局の品川局長来ていますかね。お見えにな
っていません。ちょっと呼んでなかったから。おられるかなと思ったんですが。この法律
も、北海道だけに限定した法律であるにもかかわらず、憲法第九十五条のこの規定を適用
されないままに法律化されたんです。何だかそのときとよく似てるんです、今度は逆なん
ですよ。つまり、来年の北海道知事選挙を含めて、どうもこの現職の北海道知事さんを
応援するためにこの法案を作ったんじゃないのかと、まあそれだけの意図だというふうには
私も思いませんし、別の意図があるのでありますが、そういうふうには受け取らざるを得な
い。

北海道の道民の皆さん方が、この道州制特区法案に期待をしている人というのが本当に
多いのかといたら、率直に申し上げて、これは民主党が実は調査をいたしました。これ
はだれに調査したか。道民の世論調査じゃなくて、北海道の、もう今二百十二市町村とは
言いません、少なくなりましたけれども、その市町村長さんに全部にアンケートを出した
んですけれども、百三十九市町村長さんにアンケートを出した。返ってきました。

この法案の中に、自分たちの見解が、道民の見解が十分反映していると思いますかと。
これは四人しか意見反映しているというふうには、オーケー、そうだと言っている人は四
人であります。百三十九分の四ですから、三%にもならないのですかね。そして、このこ
とによって自立的な、自発的な発展が繋がっていくというふうに考えますかということ
については、考えないという人、その点はよく分からぬなということを含めて、七七・五%
の人が、この法案によってもそんなに発展なんかしやしないよと、こういうふうに答えて
いらっしゃる。

大臣、そういう意味で、なぜこれ北海道なのか、それから、なぜ今道州制特区なのかと
いうことを、併せて、今私がる申し上げましたけれども、その点について、少し見解を
あればお聞かせ願いたいんですけれども。

国務大臣（佐田玄一郎君） 今先生が言われた北海道開発庁の沿革の話は、薄々私も昔
聞いたことがございます。

ただ、北海道にとって、北海道は非常に面積も広いですし、国の大変基盤になっている
部分でもありますので、特に開発庁ができて、そしてまた特例を設けておると、もうこの
特例も非常に私は重要なことだと、かように思っております。

また、発想がちょっと健全性に欠けるというお話があるんですけど、私はあくまでも先
生の言われることと意見は違ってないと思うんですよね。と申し上げるのは、この法律
においてやはり一番大事なことというのは、道民の意見を聞いていくということが一番大

事なことであって、基本方針を作った後も、道において基本計画を立てていただき、そのときには基礎自治体の御意見もしっかりと踏まえながら計画を立てていき、その知見によって変更していくということでもありますから、できる限りその基礎自治体の御意見も聞いていくという観点を重要視していると、かように思っております。

また、選挙の話というのは、全く私はそういうことは関与していないと思っておりますし、また、先生が言われたように、百三十九市町村の中で、これは大賛成だという方は四人しかいなかったというお話でありますけれども、我々といたしましても、これは税財源の移譲、権限の移譲、こういうことをやることによって、できる限り責任を持っていただき、こういうふうな方針でやっていくつもりでもございますので、是非その辺は御理解いただきたいですし、また、四百に余る、四百以上の説明会を開かせていただいたり、そしてまた道議会においても相当な御議論も賜っておりますし、議会からの陳情、そしてまた市町村会からの御陳情もいただいておりますし、そういう意味におきましては、これからできる限りその啓蒙活動には努めていきたいと、こういうふうに思っております。

峰崎直樹君 質問にちょっと答えていただけていないんですが、なぜ北海道を対象に選んでいるんですかと言ってるんです。この点はどういう考えなんですか。

国務大臣（佐田玄一郎君） 北海道の場合は、今も申し上げましたように、非常に重要性の部分もございますけれども、広さから、道州ということ自体が基本的には非常に広域的に広い部分ということでありまして、国土の約、北海道の場合は五分の一を占める広い地域でありまして、また、自然、経済、社会、文化等で独自の地方を形成していると、こういうこともございまして、この将来の道州制に向けて非常に地域的に、交通においても、人口の在り方についても非常に道州制に向いているということも含めて指定をさせていただくということでございます。

峰崎直樹君 面積が広いと。で、その面積だけで一つの単独を成しているから、道州制の在り方を議論するときに参考になるだろうと、こういうことですか。

そうすると、面積要件、これは衆議院でも随分議論されてますが、面積の要件というのも非常に一つの重要な要素になると、こういうことなんですね。これは後ろの方でちょっとお聞きしようと思ったんですが、沖縄というの、私も、昔の琉球王国以来、一つの立派な独自の地方圏といえますか、持っていると思いますが、じゃ、沖縄は単独で、私もこの広域性、特定広域団体というんですか、こういうものに申請をするというふうにしたときには、これは認められないというふうに聞いているんですけれども、これはわざわざ、あれですか、宮崎とか九州の、あそこの鹿児島とか、そういったところと三つ以上くっつかないと沖縄の場合はできないんでしょうかね。

国務大臣（佐田玄一郎君） 先生の思われるのも当然だと思います。沖縄の場合は接している県がこれではございません。それとまた、沖縄の場合は、人口が約、間違っていると申し訳ないんですが、百五十万ぐらいだというふうに認識しておりますけれども、基本的にそういういろんな歴史的な問題も考えて、今後の課題になろうかと思っておりますけれども、先生御理解いただきたいのは、今度の要するに道州制特区推進法におきましては、三つ以上の都府県が一緒になって初めてそれを政令によって定めて特定広域団体に指定するということでありますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

峰崎直樹君 今そちらから、沖縄出身の先生聞かれていて、大変、私が余りよくも知らないのにお話ししているかもしれませんが、ということは、沖縄の皆さん方にとってみると、この特区を利用して自分のところを広域の自治体にしていこうと思ったら、事実上どこかとかくっつく以外にないねという法案なんですよね。ところが、文化的に見て私は、やはり明らかに沖縄には沖縄の独特のまたすばらしい文化や地域的一体性とか、そういうものが私はあると思っておりますので、そうするとやはり北海道は、私自身は、ブラキストン線以降は亜寒帯の地域で、これも独特のやはり気候風土を持っていますよね。

佐田大臣は北海道大学出身だということなんでその点はよく御理解いただいていると思うんですが、そういうところは何となくそういう意味での理解ができるわけでありましてけれども、どうもそういう点見ると、この道州制特区法案というのは何のためにそれじゃ入れたのかなというのが、そこら辺ほとんど非常に分かりにくくなってくるなというふうに思えてならないわけでありまして、そこで、道州制特区法案でここで今特定広域団体として指定されますと、これは地方自治体というふうにきちんと位置付けられるんですか。それともそれは協議会みたいなものになってしまうんですか。この点は法的にはどういう位置付けになるのでしょうか。

国務大臣（佐田玄一郎君） 本法案は現行の都道府県制度を前提とするものでありまして、本法案に基づく特定広域団体ができることにより既存の都府県にかかわる制度が変更されるものではないということでありまして。

峰崎直樹君 要するに、私は、特区で例えば東北の青森と秋田と岩手というのが東北の、北東北といいたいでしょうか、そこで随分いろんなつながりを最近強く持っているなというふうに意識しているんですけども、そうするとこれが北東北という一つの広域自治体になったときに、既存の都道府県である青森県とか岩手県とかそれから秋田県というのは、これは事実上なくなっちゃうわけですね。そして、北東北というところでどこに県庁所在地を置くかは別にして、そのの、それを道と言うか州と言うかは別にしても、知事をその三県で選ぶ、そして州議会議員も選挙で直接選ぶと、こういう形へと転換して、事実上そう転換してしまうということですね。

国務大臣（佐田玄一郎君） ですから、その三県が、東北に限らず三県が合併をし、そして要するに政令でそれが定められることになれば特定広域団体となり、都道府県の要するに制度が前提でありますから、都道府県としてそれが、まあどういう名前になるかは分かりませんが、東北なら東北州、道、そういうふうになると思います。

峰崎直樹君 何かむにゃむにゃむにゃつとしているんですけど、そこは都道府県なんですといたら北東北県というふうになるんですかね、それとも北東北州というふうになるんですかね。そこら辺が、このいわゆる特区というのは、法案が通ったら、そういう合併した場合にはもう事実上県という、自分たちの今まで愛着を持っていた県あるいは都府県というか、そういうものがなくなるということなんですか。

国務大臣（佐田玄一郎君） いや、これははっきりしていることで、先生、決して州ということではなくて、都道府県制度を残すというふうに申し上げたとおり、県なら県です、それは。三つそろっても都道府県制度の中の一つであるということをお理解いただきたいと思えます。

峰崎直樹君 ということは、道州制特区とはいいながら、まあ北海道は道だから取りあえず道でいいけれども、ほかは道州制特区といいながらもこれは道州ではないと、でき上がったものは、こういう理解なんですね。

そうすると、道州制と道州制特区法案というものの関係どうなるのかなというのは、これ歴史をずっとたどってみると、小泉首相は〇四年、今から二年前の通常国会の施政方針演説の中で、「道州制については、北海道が地方の自立、再生の先行事例となるよう支援してまいります。」と、こう約束をしたわけですね。どこから始まったのかという、これも議論もいろいろ後でまたもし必要あればやりたいと思うんですが、この法案は、小泉さん、小泉首相の時代の道州制について、北海道がその自立、再生の先行事例となるように支援をするということに基づいてこの道州制特区法案というものが設けられたというふうにこれは理解してよろしいんじゃないかな。

国務大臣（佐田玄一郎君） 北海道知事の高橋知事が平成十五年の十二月に経済財政諮問会議で提案をされて、それからこの道州制というものが議論をされるようになったわけがあります。

もっと詳しく申し上げますと、平成十五年十二月十九日の経済財政諮問会議において小泉前総理が、北海道はやってみたらどうかと私が言い出したと発言しており、小泉前総理から高橋知事に道州制特区の話があったのかもしれないが、その面談の具体的なやり取り等については承知しておりませんが、いずれにいたしましても、道州制特区の具体

的な検討が始まったのは、平成十五年十二月十九日の経済財政諮問会議において高橋知事が道州制を展望した北海道からの提案を説明していただいたことからであると、このように認識しております。

峰崎直樹君 それは経済財政諮問会議という場で議論され始めたのは、確かにその十二月十九日から始まったというのはもうこの議事録の中に出てきますけれども、しかし実際上これが始まったのは、実は高橋知事から言い出したことじゃないんじゃないですか。

これは調査室が作った資料にももちろん記載してありますけれども、平成十五年、二〇〇三年の八月二十六日に高橋知事が台風の被害の問題で要請に行ったときに、小泉総理から北海道における道州制モデルの取組についてやったらどうだと、こういうところから入っていったんじゃないんですか。

そこで私は、事前にもう、ちょっと調べてくれと言ってあるんですが、高橋知事がこの二〇〇三年に当選されているんですよ、四月に。そのときの公約の中に果たしてこの道州制を推進しますということが書かれていましたか。私はあの当時、雇用の問題とか経済の問題とか、そこは随分一生懸命強調されていたけれども、余り道州制というのは私の頭の印象の中に残っていないんですが、マニフェスト、まああの当時はマニフェストと言っていたかどうか分かりませんが、どういうふうに高橋知事は知事選のときの公約で発言されているのか調べていただきましたか。

国務大臣（佐田玄一郎君） 平成十五年二月の高橋知事の出馬時点での道州制特区の取組は、まだスタートしていないというふうに認識しております。したがって、選挙公約に盛り込まれてはいないというふうに認識をしている次第であります。

ただ、北海道においては、高橋知事が就任する前の平成十二年から既に有識者会議を設置して、将来道州制になった場合の考え方などを整理、検討をしてきた経緯があるものと承知しており、そのような取組がその後の道州制特区の推進につながったものとも考えておるわけであります。

峰崎直樹君 本当ですか。そのところに継続性というのがあるんですか。

確かに、横山純一先生を座長にして、私も横山先生をよく知っていますから、その答申案も、勉強会でお呼びしたことがありますよね。今度の特区法と比べたときには全然もう月とスッポンみたいな差があるんですが、まあそのことはちょっと別にしましょう。

二〇〇〇年の年にその道州制検討懇話会がつくられて、まあ道庁がつくったという点では、それは懇話会、僕はそのときが初めてだろうと思うんですけども、問題は、高橋知事の方から、是非道州制特区、道州制を実現するために北海道は、地方自治の発展のためにも、行政改革のためにもこういうものをつくりたいんだと、こういう実は要請というのは、高橋知事の側から出たものではないんじゃないですか。それで、先ほどから、いや、

二〇〇三年の十二月十九日にそこからスタートしたんですと言っているけれども、今おっしゃられたように、公約の中にもうたっていないようなことが、自分の方からこうしてもらいたいというふうな形で出てくるはずがないんですよ。

何でそんなふうに出てきたかということの前に、もう一つちょっと、これは後ろの方で答えてもらおうかと思ったんですが、こういう質問を私、しておりますが、二〇〇四年度から四年間、道州制北海道モデル事業推進費として四百億円、つまり一年間百億円を毎年支出するということになっていきますよね。これは国土交通省に聞かなきゃいけないのかな。総務省に聞いたら、何か国土交通省に聞いてくれということなんですが、これが出てきた経過は何だったんですか。

副大臣（望月義夫君） このモデル事業推進費は、地方の自主性といいますか裁量性、こういったものを地方の実情に応じて広域的な地域づくりを北海道で試してみたいと、そういうようなことで平成十六年に創設されたものであります。

峰崎直樹君 だれがそういうふうに、それを試してみたいって言ったんですか。

政府参考人（品川守君） 記憶がちょっと定かでないところございますが、道からの要望、あるいは私ども、予算を組み立てる中で、当時、広域的な行政、あるいは地方の裁量性ということが国交省内部でも随分議論されておった、あるいはそういう方向を目指そうということをしていたと。そういうものを踏まえてこういう制度につながったというふうに理解をしております。

峰崎直樹君 これ、質問していましたからね、事前に、品川局長ね。局長に答弁してもらおうと思わなかったけれども いや、いいです、いいです、それは恐らく副大臣ではちょっと答えられなかったかもしれません。

これは、なぜ国土交通省の所管の財源になったんですか、これ、毎年百億というのが。この道州制北海道モデル事業推進費となっているんですが、何でそれになったんですか。

副大臣（望月義夫君） 先ほどは大変申し訳ございませんでした。

実は、これは公共事業という中から捻出されているものでございまして、これ国土交通省という管轄になっております。

峰崎直樹君 だから、なぜこの推進費は国土交通省の予算、公共事業費から支出するようになったのかという経過を聞いているんですよ。これ、そこにおられる方だれも答えられませんか。国土交通省は、いや、私のところでというふうに言うかもしれませんが。

要するに、私質問でこう答えてるんですよ。総務省の人は今日来てます。総務省もこの

経過分かるかなと。つまり、北海道の自治体に公共事業費として、そのモデル推進事業費として四百億円、毎年百億円出しているというふうになっているんですよ。これは、何でどうしてこれは百億円ずつ毎年出ていったのかという、この経過ぐらいは分かっているんだろうと思って私、聞いているんですが、どうなんですか、総務省、それじゃ。

大臣政務官（土屋正忠君） 今先生から御質問のあった案件に関しましては、予算の中の、何と申しますか、予算措置をどこの省でどうやるかということでございますので、それがどこから出てきたかということについては総務省の所管には、残念ながら、縦割りのお答えで申し訳ございませんが、総務省としては承知しておりません。

峰崎直樹君 私は、なぜこれを聞いているかという、この百億円というお金は、その道州制、これ二〇〇四年の年度から付いているんですよ。ということは、二〇〇三年の十二月にもう議論が始まって、そしてその年のいわゆる年末の、二〇〇三年の年末にいろんな出来事があったわけです。北海道開発予算というものが、シェアが一〇％切ったはずなんです。そこで、慌てて北海道の方からこれは問題じゃないかというふうな議論があった。その中から百億円だけ、これはモデル事業で、実はつかみ金のような形で、いわゆる公共事業費として出てきたんですよ。私がこのとき思ったのは、この百億円のお金は何に使われたのかという、後でまたそれは聞きますけれども、本当は非公共でどうしてお金を出してもらえなかったのかと。

つまり、モデル的に道州制というものは一体何なのか、道州制というものを進めるためにはどういう議論をしなきゃいけないのかというような、いわゆるアイデアのところをまだ十分固まってない段階で、実は公共事業の予算の中から百億円だけ引っ張り出して、北海道庁さん、おまえどう使うのか出してこいと、こうやったわけですよ。その結果どんな事業をやったんですか、ちょっともし事実分かれば、品川局長でもいいよ。

政府参考人（品川守君） 今回、具体的には、スタートする時点で、地域づくりの課題として、これは北海道の方から、豊かな自然環境の保全でありますとか、あるいは魅力あふれる北海道観光の形成、さらには災害に強い地域づくりというような大きな三つのテーマが示されておりました。このことにつきまして、当時、やはり北海道にとって地域づくりの大きな課題であったということが一つあったかというふうに認識しております。

こういう中で、自主性、裁量性を発揮して、先ほど申し上げましたが、国土交通省としては、進めておりました例えばまちづくり交付金の創設でありますとか統合補助金の拡充といったような、いわゆる公共事業にかかわります地方の裁量性を高めるという取組の一環として開発予算から切り出したというか、そういうような措置をとらせていただいたということだというふうに理解しております。

事業につきましては、先ほど申し上げました三つのテーマにつきまして、道の方で、何

をどこでどのようにするかというようなことまで決めていただきまして、それについて実施をしていただいているという状況でございます。

峰崎直樹君 もう一回聞きますよ。その百億円という、毎年百億円、四年間、道州制北海道モデル事業推進費なんです、道州制が冠付いてるんですよ。いかなる意味で道州制ということに結び付いてるんですか、改めてもう一遍聞きます。

政府参考人（品川守君） 先ほど申し上げましたが、社会資本整備につきまして、地方の自主性、裁量性を生かした広域的な地域づくりに向けた取組を試行するという目的でございます。

峰崎直樹君 北海道でやれば広域的になるのは当たり前じゃないですか、いわゆる広いんだから。

問題は、国と道と市町村の関係の、そのつながりをどのようにするのか、道と市町村の関係もあるでしょう。あるいは、その権限や財源をどう移したらいいのかといったようなこともあるでしょう。必要とされているのは、これ佐田大臣あるいは副大臣でも結構ですが、今道州制とは何なのかと。あるいは、道州制というものが北海道に適用するときはどういう問題が、難問があるのか、どういう点解決しなきゃいけないのかというアイデアが重要になっているときに、何で公共事業でセメントや鉄のところにはばっかりお金出すんですか。

だからその四年間、もうまだ四年間たってないけれども、四、五、六、もう三年たってる。どんな成果があったんですか、道州制の問題について、それちょっと。本当は大臣でなきゃ駄目なんですよ、政治家でなければ、これ。局長、いやこれ局長がこういうことで判断できる、僕は、判断は事務的にはできるかもしれないけど、政治的な判断をしなきゃいけないときに、私はだから、今日は局長だとかなんとかというのは警察のことについては聞いているけれども、政治家以外答えてほしくないということによっておいたんですけれども、いいですか、じゃ聞いて。

副大臣（林芳正君） 委員の御議論を今聞いておりました。今のちょっと事務方の答弁を私も聞いておりましたが、要するに、元々公共事業があって、委員がもう先刻御承知のように、御指摘があったように、北海道特例という中で、かなりほかの都道府県と比べまして、国がやっているものがほかの都道府県に比べ、都道府県でございますか、多いと。その中で、多分今のモデル事業というのはなるべく道に、今まで国でいろんなことを決めておったものを道で主体的にやってもらおうという意味でモデル事業と、こういうことでありますが、元々公共事業の予算の、まあ切り出したというふうにおっしゃっておられましたけれども、その中でやってみようということですから、どういうふうな公共事業、どこ

でやるかということについて、なるべく道の方で決めていただこうと。そういう意味では、その道州制のモデルになり得ると、そんなお気持ちでそういう名前を付けたんだろうと、こういうふうに我々の方は受け止めておるわけでございまして、こういうことを相まって、また道州制特区と道州制、委員が最初に御指摘があったように非常に分かりにくいところがあるわけでございますけれども、特区も、先ほど来議論がありますように、特区そのものは、北海道なり、新しく出てくるところは三以上の都府県でございますから、これは現行の都道府県制度の枠組みの中で特定広域団体になっていただくわけですね、三以上の都府県が合併したものはですね。それは、現行上の合併をしたということは、現行上の都府県でありますけれども、現行上の合併した都府県を特定広域団体という特区に認定して、将来の道州制を見据えてここで先行的な取組をやってもらうと。

こういうことがこの今回の法案の趣旨でございますので、ちょっと分かりづらいところもあるかと思えますけれども、道州制そのものと、それに先立っての先行的な取組というのがこの法案で、今の国土交通省はさらに、公共事業の中で物の決め方をなるべく道が主体的にやってもらうという意味でモデル事業だったと、こういう整理で認識をしておるところでございます。

峰崎直樹君 よく分からないですね。なぜ公共事業なんですか。国の予算というのは別に北海道局の、いわゆる国土交通省だけではないですね。北海道に非公共の事業もあるわけですよ。

私は、これ非公共で毎年百億円自由に使ってみなさいと、こう言われたら全国の都道府県が、あっ、北海道は道州制のモデルの問題で百億円、毎年これから四年間自由に使えるようだ。じゃ、我々の方に少し、合併してみて、百億円のお金が魅力があるということで言っているんじゃないんですよ。アイデアを競い合うところから出発しないと、まだ道州制というのは何か雲をつかむようなもので、よく分からないところがあるんですよ。

この第二十八次地方制度調査会の答申を読んでも、まあ理念的なことは書いてありますよ。だけど、本当にこれ、どういうふうに持っていったらいいのかねということ、世界の国々の道州制はどうなっているのかとか、あるいは識者を集めてそのシンポジウムをやるだとか、いろんなことができるわけですよ、百億円なんてお金は。

ところが、国土交通省の北海道局の、いわゆる毎年百億円ということになると、極めてそれは従来の公共事業の範囲の中で、多少北海道がこういうことに使ってもらいたいという願いをして、これはあれでしょう、認可は、許可は北海道局が、それならよろしいとかよろしくないとかと言う権限はあるんでしょう、最終的に。ということは何にも変わっていないんですよ。この百億円というのは、公共事業の枠の中で北海道特例というのは今まで大体一〇%あったと、公共事業費の。それがばさっと切られちゃったわけです。そのときに、まあ百億円、モデル的にこれ使ってみてくれやという形であてがいぶちに出

てきたんじゃないですか。我々はそういうふうに理解していましたよ。

何でこれ公共事業なんだろう。非公共であればもっと北海道が活力、つまり公共事業ではないところにも使えるということになれば、つまり一般財源として使われれば、これは大変大きな効果を私は持っていったと思うんですよ。そういう点についてどうですか、国土交通省。

副大臣（望月義夫君） 先生のおっしゃるように、自由に使えるお金ということになれば、これは本当にある意味では画期的な、地方に裁量を与えるといいますか、自主財源を含めてということになりますけれども。しかしながら、まだ私はこの道州制、特区制にしましても道半ばにあると。雲をつかむような感じだという話でございますけれども、正にそういったところから、一番効率的な財政の使い方というものを研究するには取りあえず、先ほどからお話でございますように、北海道のように地域的に非常にまとまっている、今までそういうような形が進んでいるようなところからやったらどうかということではないかなというふうに我々も思っております。

そういったことで、公共の中からこの予算が出てきたということであって、ただし、国といたしましては、このことについては北海道の地域の方から要望を決めてきてくれと、その中で我々がある程度、間違っていないということであれば、どうぞやっていただきたいというような形に、今まではどちらかという国の方からこういう事業をしなさいというような形が、自主裁量権を認めていくと、そういうような形の道半ばであると、私はこのように思っております。

峰崎直樹君 この問題でもう余り時間費やしてもあれなんで、ちょっとお願いします、お願いしたいと思うんですが、過去、もう四年、五年、六年度、今年度入れて六年度ですけども、この道州制モデル事業に毎年百億円やったことの道州制にとっての意義はどういうところにあったのか。この点、大変な国費を使っているわけですから、当然それは出てくるはずなんで、どういう成果があったのかということについて改めて資料でも出していただきたいと思うんですが、その点はよろしいですか。

副大臣（望月義夫君） 今具体的なあれを持っておりませんので、後ほど先生の方に必ず提出させていただきたいと思えます。

ただ、現在、十七年度までに大体二百十五億円ぐらいの支出をしておりまして、ちょうど今、真ん中手前ぐらいですか、そこら辺でございまして、その評価を今後しっかりとやっぱりやっていきたいというふうに思っております、そういった意味では、北海道が地域づくりの課題をしっかりと取り入れる中でその評価を出させていただきたいと、このように思っております。

峰崎直樹君 我々は、必要な公共事業というのは当然、国家の基盤を成していくとき、必要性はあるというふうに思っているんですよ。ただし、無駄な公共事業が非常に多かったんじゃないかということのをこれずっとこの間指摘してきました。そのときに、もうそういうことが指摘をされて、公共事業を削減していかなきゃいけないというときに、この百億円というお金を公共事業の中でモデル事業としてやりなさいと言われてるのは、私はどうも時代錯誤だったんじゃないかなというふうに思えてならないんです。

私はあるとき、北海道大学の先生方が、北海道大学の法文系の先生方が、センター・オブ・エクセレンス、COEというんですか、要するに研究拠点、その年たしか何年間で一億円ぐらいのお金 comes というので大学の先生方がけんけんがくがく議論していたんですよ。何で一億円のお金でけんけんがくがく議論していたかということ、法文系の先生方が一億円使うというのは、その人たちは政治学の先生方でもございましたけれども、どうやったらいいだろうかということのをけんけんがくがくやっているわけです。で、どうして、お金使うことはそんなに難しくないんじゃないの。いや、そんなことないんだと、何に支出するかって、学会開いたって、旅費を出すぐらいで何百万で億はいかないよねと。じゃ世界的な権威を呼んだらどうだろうとか、いろんなことやっていました。

つまり、億というお金は、アイデアとか知識をつくり上げていくときには物すごく重要なお金なんですよ、今教育基本法の問題議論していますけれども。ところが、公共事業ということで橋や道路や港湾や、そういうことになってくると途端にけたが百億、二百億、三百億、一千億と、こうなっていくわけですよ。その意味で、これからは我々はコンクリートよりも、どちらかといえば、どちらかというよりも人材だと。コンクリートから人へだということのを我々民主党は主張しているんですけども。

そういうことから考えても、この百億というお金が何で公共事業として支出されたのかというのが私は非常に、もうかねてから、いつかこれは聞いてみたいと思っていたテーマだったものですから、たまたまちょうど、道州制モデルのためにやったんだと言うけれども、私はほとんどこれは役に立っていないんじゃないかというふうに思っていますし、もし私が北海道知事であれば、公共から非公共に予算を変えてくれませんか、だって国のお金は同じなんです。そうすれば、もっと北海道はアイデアを募集して、全国から、全世界からいろんないい知恵を出しながら、すばらしいそのモデルをつくり上げていくことに私はできるんじゃないかなと思っっているんですよ。

大臣、どうですか、来年から、今公共になっているけど、非公共に変えませんか。簡単なことですよ、同じ金額なんだから。

国務大臣（佐田玄一郎君） 国土交通省の今お話聞いておまして、交付金でそういうふうな形で措置してきたという話を聞きました。

先生、是非御理解いただきたいのは、先ほど副大臣の方からもありましたけれども、この法案自体がやはり地元の自主性というか、そして地元の方々のいろんな、税財源の移譲、

そして権限の移譲の御意見を賜っていくという根本的な理念があるわけであります。

それと、それでは、じゃ今後の交付金等についても、要するにハードの公共事業だけではなくて、もっと意見があるならば、いろんなソフトの部分もやるべきだと、こういう意見はやはり我々も考えていかなくちゃいけないなと、こういうふうに思っております。

峰崎直樹君 税財源の移譲という、これも今日のこの特区法案に絡むんですけども、今度の特区法案の中で、確かに交付金の問題は書いてあるんですけども、権限としての税源とかあるいは権限としての財源といいますか、そういうものは本当にこれ移譲されているんですか。結論からお聞きいたしましょう。

国務大臣（佐田玄一郎君） これはまた基本方針として出され、そして今回はいろいろと、また先生おかしいなというふうに言われるかもしれませんが、林野関係、そしてまた民間林野と治山、そして道路、河川、こういうことに対する交付金、それとまた権限の移譲ということになっております。

また、税源の移譲等につきましても、今後とも北海道の御意見もよくお聞きしながら、ただ税制でありますから、できる限り地方に移譲する意味においては地方税、そしてまた偏在性の少ない税源を創設していかなくてははいけないなというふうに思っております。

峰崎直樹君 今ちょっと私聞いていて、権限を移譲したとおっしゃっているんですね。本当にこれ権限は移譲したんですか。あの四つの公共事業のところの、いわゆる河川法だとか砂防だとか出されていますけれども、今権限が移譲されたと言っているんですけど、権限は移譲されたんですか。これちょっと確認をいたしますけれども、権限を移譲していないということをおっしゃっていたんじゃないですか、憲法第九十五条との関係で。どうですか。

国務大臣（佐田玄一郎君） つまり、権限というのは先生、ここで申し上げているのは、要するに今まで北海道特例であった部分について、それを見合って、その北海道特例の比率との補助金に見合って交付金を出すわけですから、そういう意味におきましては、例えば単年度主義じゃなくて年度を越えてもそれは要するに予算はやれる、そしてまた、同じ河川であるならば融通を利かせて予算を配分できる、そういう意味においては私は一つの権限じゃないかと、こういうふうに思っておりますし、またほかの要するに権限と商工会議所の関係であるとか、そういうふうな権限も、少ないではありますがありますけれどもあるということであります。

峰崎直樹君 そうすると、これ林副大臣ね、あなたと、これ憲法第九十五条で、うちの枝野衆議院議員との間でやり取りをしていますよね。その中で枝野さんは、林副大臣がこ

ういうふうに言っていますね。七条二項四号は交付金という国の行為について規定しておりますので、そこは必ずしもリンクするものではないというふうに思いますがということです。逆を言っても、枝野委員はこういう質問をしたんです。逆に言うと、この法律ができて、砂防法や森林法や道路法や河川法、つまり砂防工事、それから森林法に基づく保安施設事業、道道について、二級河川について、北海道がやれる権限は拡大しません、こういうことでいいんですね。はい、おっしゃるとおりだと思いますと、こういうふうに林副大臣は、十一月八日の衆議院の内閣委員会の速記録を読みますとそうなっているんですね。

枝野委員がびっくりしまして、思い掛けず違う方向ですごい答弁を引き出しましたと。結局は権限はここは増えてないわけですね、もう一回確認しますよということですから、いや、失礼いたしましたとおっしゃっているけれども、要するに北海道の権限は拡大しないんですねというふうに述べていますよね。

その後に佐田国務大臣が、今回の場合につきましては、それが権能になるかどうかということはありませんけれども、基本的には交付金制度にして見合いの部分の交付金化をするということで、年度内の融通であるとか、そういう使い勝手が良くなるということです。

使い勝手が良くなるかと言っているけれども、しかし権限ということは、要するにそのいわゆる権限が行使できるのはやっぱり権限があるところなんですよ。使い勝手の良い、いい部分もあるけれども、これは権限は増えないというふうにおっしゃっているんじゃないんですか。

枝野委員はそのことをとらえて、これは交付金の話だけであって、道の権限、権能が変わるわけではないという答弁でよろしいですねということをおっしゃったところ、林副大臣は、法律的に言いますと、委員のおっしゃるのでいいのではないかと思いますと、こう答えている。だから、権限が移譲したんですよというふうにはなっていないんじゃないんですか。

佐田大臣、この速記録をずっと読んでいくと、大臣が発言された後に必ず林副大臣が補佐しながらその法的なところをやるんですけど、今の問題も権限が移譲したというふうにおっしゃっているんですよ。本当に移譲したんですか。今の使い勝手が良くなったというのは、多少部分的に使い勝手良くなったかもしれない。しかし本当に、権限というのはこれは正に権限ですからね、そういう意味でどうなんですか、それは。じゃ、林副大臣、ちょっと教えてください。

副大臣（林芳正君） 枝野議員とのやり取りは、多分憲法九十五条との関係で、ちょっと御通告がない部分もありましたので多少不正確な答弁をしておるかもしれませんが、要するに憲法九十五条に当たる地方特別法という定義がございますが、一の地方公共団体に該当する法律云々というところでございますけれども、これの定義として、地方公共団体の組織、運営又は権能、正確には権能でございますが、に関するかどうかというのがメルクマールに憲法九十五条の判断をする場合になるわけですから、この権能には当た

らないということを私は申し上げたかったわけでございます。

今の御議論になっておるところは、例えば鳥獣保護法の特例ですとか、それから今議論になっておった交付金の部分は、この事務を、今まで大臣の権限に属する事務が知事の権限に属する事務に移るといことなので、そういう意味では権限の移譲になると、こういう整理でございまして、このここで言う権限とそれから九十五条を解するときの権能というものは別のものであると、こういうふうに理解をしておるところでございます。

峰崎直樹君 そうすると、権能とその権限というのは違うんですか。権能と権限は違うんですか。

副大臣（林芳正君） 正確に言いますと、交付金の部分は権能には当たらないと、こういうことでございます。

九十五条の議論のときに枝野議員ともやり取りがありました。交付金の部分については北海道のみの規定ぶりになっておるわけでございます。一方、先ほど私が申しました鳥獣保護法等の特例というものは、北海道、さらに特定広域団体、これは全国で三以上の合併をされればだれでもなれると、こういうことでございますが、これ全体が対象になっておるわけでございます。

九十五条の御議論があったときに、この交付金の方のことがどうなるのかというたしか枝野議員からの御質問だったんで、その交付金の部分はこの九十五条のメルクマールの権能には当たらないと、こういうやり取りをしたというふうに承知をしております。

峰崎直樹君 そうすると、この権能を地方に移譲するというのは、移譲するというか、地方が権能を持つというのはどういうときに持つことになるんですか。今、我々が権限の移譲と言っているときは、単に権能は中央政府にありますよと、それを一時的にその権限を移譲しますよと、こういう理屈で、じゃ権能というの永遠に国が持ったままなんです。これ、こちら辺はどういう条件があったら権能も含めて権限移譲されるんですか。それはどういう条件をクリアしたらいいんでしょうかね。ちょっと法律の、私も余り詳しくはないんですけども、もし副大臣、分かれば教えてください。

国務大臣（佐田玄一郎君） 憲法九十五条においては、一の公共団体において、組織、運営、そして権能、これによって、これが違った場合に住民投票ということでもありますけれども、これ、要するに国からこのような形で交付金がなされるというのは、権能は国にあるわけでありまして、ですからこの場合には要するにその権能には当たらない、したがって九十五条には抵触しないと、こういうことで理解しております。

峰崎直樹君 それを聞いているんじゃないんですよ。そのことはよく分かっているんで

す。佐田大臣おっしゃっていることはよく分かるんですが、問題は、我々は分権ということを行っているんですよ。地方主権というふうに言い換えていいと思うんですけども、そのときに、権能だけは中央にあって、地方にはその権能だけを単に移譲しているだけですよと、こういう話になってくるわけですよ。それじゃ本当の分権にならないじゃないですかと。分権というのは、権能まで含めて地方に移らない限り、私は分権型社会には本当の意味ではないんじゃないかと思うんですよ。そういう意味での私は問いを実は投げ掛けているつもりなんで、九十五条に該当するしないのときの権能というのは論議を通じて多少分かってきたと思うんですが、そうすると、本当に今の話の中でいうと、権能まで移譲するというのはどういうときに移譲することになるのかということをし少し聞いてみたいと思います。

副大臣（林芳正君） 失礼いたしました。ちょっと質問の趣旨を明確にとらえ切れなかったかもしれませんが、交付金の方は国が交付をするということでございますから、先ほどの交付金の方ですね、ですからこれは国の交付金ということになるわけですね。これは、国が今まで、例えば補助金であったものが交付金に変わるということですから、この部分については別に権限なりが道の方なり特定広域団体へ行くということではないわけですね。逆に、先ほどの鳥獣保護法の特例というのは、正に今まで国で判断しておったものが事務として道なり特定広域団体へ行くわけですから、これは正に移譲をされるということでございます、国にはもうそれは残らないと、こういうことになるわけでございます。

峰崎直樹君 そうすると、特定鳥獣何がし、まあ公共事業を除く分野のところは、これは権能も移ったと、こういう理解なんですか。

政府参考人（山崎史郎君） お答え申し上げます。若干解釈にわたることございますので、私の方からお答えさせていただきますが。

今回、八項目ございますが、いわゆる公共事業関係につきましては、先ほど来申し上げてございますが、交付金というのを置くと、つまり国が要するに正に提供する言わば財政的な援助でございますが、それに関する規定をこれまでの補助金と違まして交付金という形でこれは支出すると、こういう内容でございます。

それに対しまして、あと残りの四でございますが、例えば調理師養成施設の指定でありますとか鳥獣保護に関する許可でございますが、これはまさしく国が主体となって行っています事務自体、若しくは権限自体をこれは特定広域団体に移すという形で、正に権限、権能がそこには移っているという形でございます。

したがって、先ほど申し上げましたように、交付金に関する事務とそれ以外の事務についてはその点については異なるということでございます。

峰崎直樹君 そうすると、いわゆる交付金になっているこの四つの事業以外のものが北海道だけが対象ですよというふうにもし法案がなっていれば、これは九十五条に従って権能まで含まれているから、特定の地方自治体に関与するから、それは住民投票にかけなきゃいかぬと、こういう話なんだよね。そういう意味での権能が移ったということは、これは北海道だけじゃないと、前の交付金だけは北海道だけだと、こういうことでそういう理解になっているわけですね。改めて確認しましょう。

政府参考人（山崎史郎君） 基本的にはそうでございます。

峰崎直樹君 ちょっと権限、権能のところ非常に分かりにくかったために、非常に私自身も頭が比較的整理をされたわけでありますが、しかし、いずれにしてもこれ、北海道は公共事業のところについてまあ権限、権能を移したわけではないということについて、ちょっとやっぱり非常にそういった意味ではなぜそうなのかなと。

つまり、何でもかという、今、小泉内閣なりあるいは安倍内閣もそうなんだろうと思うんですが、地方にできることは地方にと、こういうスタイルで来てたんでしょう。実は、先ほど申し上げた北海道開発法というのは昭和二十五年にできました。そのときに、今まで北海道庁の職員だった人間が分かれるんですよ、職員が。公共事業やっていた人間が、あなたは道庁に残るか、あなたは北海道開発庁、まあ当時で言えば局か、こういうふうに分かれていくんですよ、人事的には。つまり、北海道でできることは公共事業に関していえば大概もうほとんど、ほとんどというか、できていたのをわざわざ国と地方に分割した歴史があるんですよ。

そろそろ、じゃこれも含めて全部北海道に、権能まで含めてどうして移すということを作業しなかったのかねと。私はそのことの方が物すごく重要な改革の、つまり本当の意味での分権改革という、値するのであれば、この権限、権能をある意味では北海道庁に与えていくと、あるいは全国の都道府県が合併していけばそういうものを与えていくと、これが本来の筋じゃないかと思うんですけども、なぜそうならなかったんですか。これ、中央省庁の縄張り争いみたいなものがやっぱり色濃く絡んでいるんでしょうか。その辺り、政治家の発言をちょっと求めたいと思うんですが、佐田大臣あるいは国土交通大臣、そういうことこそが本当の権限移譲じゃないんですか。お聞きします。

国務大臣（佐田玄一郎君） 基本的に、そういう意味におきましては、先生がそう言われるということも確かによく分かります。その中におきまして、今後、基本計画の中でそういう税財源の移譲等こういうふうにすべきだという意見があれば、それも検討課題として我々も結論を出していきたいと、こういうふうに思っております。

今、今回の法律におきましては、なかなか権限の移譲におきましては鳥獣保護法であるとか商工会議所の認定の問題であるとか、非常に少ない部分もありますけれども、そうい

う意味におきましては市町村等からもいろいろな御意見を賜りながら基本計画の変更も行って、いろんな御意見、本当のその権限の移譲をし、税財源の、ほかのことも移譲していくべきだと、そういうふうな御意見があったら、それは真摯に検討していきたいと、かように思っています。

峰崎直樹君 真摯に検討するといったって、そういう意見はもうとっくの昔に六団体だ、いろんなところから出ているじゃないですか。

ある中国地方の県知事さんが、あんな道州制特区法案見て、こんなみみっちいものを移譲するって、これが本当に分権かいというふうに率直に語っておりました。その人も率直にお話しするんで有名な人なんですけれどもね。だれとは言いませんけれども。ああ、本当にそうだろうと思いましたがよ、これ。いろいろこれからは発言する道が開かれているんだというふうにおっしゃっていますけれども、今回こんなものしか出てこないようでは非常に先が思いやられるなというふうに思いますので、やはり分権改革は民主党しかできないんじゃないかなというふうにつくづく思う次第であります。それは私の独り言だと思って聞いておいていただきたいんですが。

次に、総論のところをもう少しちょっとやらしていただきたいんですが、安倍総理は九月の所信表明演説で、三年をめどに道州制というもののビジョンを作りたいと、こうおっしゃっているんですね。三年をめどにビジョンを作られるということは、多分自由民主党の総裁の任期が三年だから三年をめどに作られるのかなと、こう思ったりしたんですが、その骨格というのは、これ特区担当大臣、中身はよくお分かりになっているでしょうか、どんな骨格みたいなものが作られているかというのは。

国務大臣（佐田玄一郎君） 先生、もうよくお分かりだと思いますけれども、三年という総理のお考えありますけれども、基本的に、今回は特定広域団体は北海道でありますけれども、北海道のいろんな御意見、今回は少ないと言え少ないわけでありますけれども、要するにこれを基本計画、そしてまた本部をつくることによって基本計画を変更して、多くの税財源、権限の移譲を、できる限り北海道は北海道としての税財源、権限の移譲を行っていくと、そういう中において今後の地方分権の在り方というものが見えてこようかと思えますから。つまり、幸いにしてこの法律を通していただけるならば、検討委員会、検討機関もつくって、できる限り地方分権が進むようなビジョンを作っていきたい。

したがって、北海道のみならず、例えば九州であるとか、例えば東北であるとか私の住んでいる関東、こういうところの地方分権も必ずしも一緒ではありませんから、その中で日本の真の地方分権の在り方、こういうビジョンを作っていきたいと、こういうふうに思っております。

峰崎直樹君 この点、過去に道州制の論議というのは国の審議会、調査会というのがご

ざいますよね、地方制度調査会と。何回もいろんな形で議論されてきていて、これからまたビジョンを作られるということなのですが、今年二月二十八日に地方制度調査会から道州制のあり方に関する答申が出ているんです。

それで、道州制特区法案を我々が非常に分かりにくいと思ったのは、その道州制というのはどういう中身の道州制なんですかということが骨格でも分からないと、それに向けて、いわゆる北海道だけはこの権限、この財源、こういう事務は移譲しますよと、やってみなさいと、つまり目標が分からないままに、北海道は広域だからとか、先ほど冒頭述べられたように、地域的には固まりがあるからとかいう言い方をして実はその特区の形でなされているんですけども、ビジョンも何もなくて丸投げをするというのは、これは一体いかなものかなというのが率直な私の見解なんです。だから、幾ら議論しても、この北海道道州制特区法案読んでも、これが本当に道州制なるものに結び付いていくのかねということがよく分からない。率直なところ、私はそう思っているんですよ。

その意味で、この法案に対して国民の皆さん方からの声というか、そういったものも非常に冷たいというのは、そういうその骨太の国家像にかかわる問題だと。この第二十八次地方制度調査会は、新しい政府像というものが求められているんだよという、かなり大きなことを発言をされているわけですから、そこをまずきちんと出してきて、骨格でも出して、それに基づいて特区法案を少しやってみたらどうかなというのが私は筋だと思うんで、その点、もし意見があったらお聞きしておきたいと思います。

副大臣（林芳正君） そういう御意見も非常によく理解できるところでございますが、一方、特区で、少し違いますけれども構造改革特区というのをずっとやっておりまして、これは規制改革の特区でございますけれども、この考え方もなかなか全国でこういう規制改革が、やったらどうかという提案が、いろいろ甲乙、反対賛成あって、副作用もあるんじゃないかと、こういう議論の中で、しならば地域を限定してやってみよう、そこでやってみて、この規制緩和というのがいいではないかということになれば、それは全国の規制緩和というふうに展開していくと、こういうことで特区をやっております。

必ずしも同じものではないと思いますけれども、今回も大きな道州制というのを、先ほど御指摘があったように三年間のビジョンというのを作っていこうと。そのときに、先行的な取組として、先ほど大臣からお話がありましたように、地域的に大きいとかいろんな、将来道州制になっていけば多分北海道は一つの道州制における道になるんじゃないかというような大きな広域の中で、できることを少しずつでも増やしていきながらやっていこうと。この先行的取組をすることによって、そこからいろんな実際にやってみたことによる知見が得られてくるんじゃないかと。この知見も、今度はこの道州制のビジョンを我々が作りますときに生かしていこうではないかと、こういうような考え方で先行的な取組というふうに位置付けておるといふうなことでございます。

峰崎直樹君 いわゆる規制改革特区ですよ、鴻池大臣時代にはもうすばらしい仕事をなさったなと思って、本当に私は敬意を表している一人ですけれども、あの規制改革というのは、各省庁の様々な規制、経済的な規制もあれば、社会的な規制もあれば、あるいは参入規制もあれば、行為規制もあれば、様々規制があるわけですね。それはよく分かります。どういう規制があって、どういうことに目標にしているのか、これがあることによってどういう問題が起き、これをなくすることによってどういう成果と問題があるのかということはいろいろ言われているからやってみよう。分かるんです。

だけど、この国家の形をつくる、正に憲法改正にも匹敵するような大きないわゆる道州制という問題に、果たしてその基本的なグランドデザインみたいなものはっきりしないままに、いやいや、北海道さんやってみなさいよと。やるのはいいけど、こんな中途半端な、大したことないと言ったら怒られますが、本当に中国地方のある県知事さんがおっしゃったように、こんなのは微々たるもので、これが道州制特区かねと、こういうふうに言われるようなもので、本当に私はできるかどうかという。

今教科書的なお答えを林副大臣からいただいたんですけれども、どうもそれでは私は納得できないなというふうに思っております、率直にこの道州制特区法案というのは我々としては余り賛成できない、問題は非常に大きいんじゃないか、道民や国民に対して果たして本当にこれはすばらしい法案だというふうに声を大にして言えるようなものになっていないというふうに言わざるを得ないというふうに思っております。

それでは、あと四十五分間でございますので、法案のやや、もう大分中身に入ったところもございませうけれども、具体的に中身に入っていくというふうに思います。

さてそこで、冒頭、法案の最初のところに、広域行政が非常に重要になっていると、こういうふうにおっしゃっているわけです。広域自治体というものは大体どんなことをすべきなのかという、そんな議論というのはどこかでなされて、そしてそういう広域自治体の定義付けみたいなものはきちんとあるんでしょうか。

副大臣（林芳正君） 広域行政が重要になっていると、またそういう中で広域自治体がどのような機能を果たしていくべきかということではございまして、正に先ほどあのアンケートのお話がありましたけれども、北海道も大分合併をされた。また、先ほど中国地方というお話が出ましたが、多分我が県の知事さんではないなと思いついておりましたけれども、我が山口県では五十六市町村ございましたのが今はもう半分以下になって、かなり合併が進んでまいりまして、この間も町村長大会というのがございまして、その後、懇親会をやったんですが、もうテーブルの数が三分の一ぐらいになりまして、町村長さんこんなに減っちゃったんだと改めて実感をしたわけでございますが。

正に合併が進みますと、この基礎自治体、先ほど補完性の原理というお言葉ありましたが、この基礎自治体の市町村が大変広域化してくると、こういうことになるわけではございまして、また、これは東京都だったと思っておりますが、周りの方と環境規制をやったり、

また観光振興等をやったり、複数の都道府県が連携して取り組むべき課題というのが増えてくると。これは合併だけではなくて、やっぱり社会の状況が変わってきて、交通手段や通信手段がやっぱり発展してきますと、発達してきますと、そういうものはますます広域でやる必要が出ると。

一方、そういうプラスばかりではなくて、マイナスの方では財政的制約というのが少子高齢化社会の進展と背景に出てくるわけでごさいます、こういうことが広域行政を重要になってくるといふことのいろんな理由であると、こういうふうと考えております。

そういう意味で、このような課題に対応するために、やっぱり広域自治体がこういう課題に対応するといふことが求められておるわけでごさいます、この法案では、そういう意味で、そういう広域行政といふものを担っていく主体として特定広域団体といふものを定めまして、そこへ事務事業の移譲等を進めていくと、こういうふう位置付けておるところでごさいます。

峰崎直樹君 今お話があった中で、基礎的自治体、市町村の合併の推進による市町村の区域が広がっていった、だんだんそれは正に広がっているんだろうと思うんですが、そのとき、我々が広域行政といふときには、例えば一部事務組合とかあるいは市町村連合とかいろんな、地域において広域的な課題に対応するやり方といふのは、今まで比較的そういうそれぞれの市町村ごとの自主性といふものにかなりなされていた面があるんですね。

むしろそういったことをやはり進めていった方がいいんじゃないかという声もあるんですが、ちょっとそのこととは別にして、広域にわたる行政の重要性が増大しているといふのは、そういう市町村合併がどんどん広がってくるし、交通手段や情報通信の手段も非常に広がってきているから、そういったところでの広域行政を担うところの都道府県、この在り方が変わってきているんだよと、こういう理解でいいんですか。

今の副大臣のお話聞いていると、基礎自治体がどんどん広域化してきていると、非常に大きくなってきていると。合併といふことがどんどん進められているわけですけども、本当に私たち、三千三百の自治体が千八百ぐらいになったといふふう言われているんですが、そのことが本当に自治体にとって地方自治という観点から見て本当にいいことなのかねといふのは、やっぱり根本にちょっと私どもは残っているんです。だから、財政的な制約とかいろんなことがあるんだろうと思うんですが。そこで、広域にわたる行政の重要性が増大といふふうにおっしゃっているのは、ここにおける広域にわたる行政の重要性といふのは、これは都道府県、こういういわゆる理解でよろしいんでしょうか。

副大臣（林芳正君） 先ほどの私の答弁でございましたので私の方からお答えさせていただきますが、まず市町村の合併の話、ちょっと長々といたしましたのは、市町村が小さい場合にはそれを広域でやる県というのが、一定の今までのサイズがあったわけですが、そのそもそもの基礎自治体が大きくなれば、それを今度は、市町村間の広域行政やるとい

う意味での都道府県は更に広域である必要があるかと、こんな意味でも申し上げたところでございまして、それから環境規制や観光振興等というのは、これは複数の都道府県が連携して取り組むという意味で正に都道府県レベルでの広域化と、こういう意味で申し上げたわけでございます。

峰崎直樹君 それで私は、一番日本で大きい市と言われているのは横浜市ですよ、三百何十万人たしかいると思うんですが。島根県や鳥取県なんかよりはるかにもちろん大きい、まあ本当に一つの県と言ってもいいぐらいのところでございますが、そういう巨大な市ができたときに、本当にこれは地方自治という観点からして、住民自治という観点から本当にこれはいいことなのか。

それからもう一つ、これだけ巨大化するというのは、効率という側面で本当にそれは効率が上がるんだろうかねと。過疎に対して過密ということが言われていますけれども、余りでかくなること自身が、その自治体にとって、効果あるいは効率といった側面で私は余り効果を上げるものじゃないんじゃないかなというふうに思っているんです。

問題は、やはり今ずっと進められているのは、主要には財政問題というものが、地方財政も大変だと、だから国の財政も大変だと、だからその受皿としての自治体の財政規模というものをもっと大きくしようと。何かそういうことだけが問題になってきたんじゃないかなという感じがするんですが、その辺り、この分権の受皿としての自治体の、基礎的な自治体というのはどうあるべきなのかという議論というのが本当に十分されているのかなと、私はされていないんじゃないかなというふうに思うんですが、この辺り、総務省、もし。

大臣政務官（土屋正忠君） ただいまの御質問は総務省所管事項でございますので私の方からお答えをさせていただきますが、御指摘のありました巨大な人口の市、あるいは御質問にはなかったんですが、面積、その前におっしゃっておった面積のこともあると思うんですが、いわゆる広い面積や巨大な人口ができた場合に、それをどのように住民自治を発展させていくかという、こういう御質問が一つあったかと存じます。

これらにつきましては、複数の市町村が合併して行政面積が広がったような場合には、各地区に住民協議会をつくるとか、そのような措置をとれるようになっております。

それから、それぞれの市町村の権限につきましては、いわゆる基礎的な自治体の中では、五十万以上の政令市、三十万以上の中核市、そして二十万以上の特例市と、このような分け方をして、それぞれ事務執行能力に応じた権限を分任しているところでございます。

峰崎直樹君 そこで、これは将来、道州という問題、今これが将来がはっきり分からないから将来といってもなかなかイメージわかないんですけども、神奈川県というのがございますよね。神奈川県の人口はたしか六百万人ちょっとぐらいだと思うんですけども、

そのうち川崎市と横浜市合わせたら約五百万人近くいるんじゃないかなと思うんです。つまり、八割方は政令指定都市にあって、その政令指定都市にはかなりの権限が、都道府県の権限も移っているわけですよね。

そうすると、よく我々も、神奈川県というのは、人口の面でいけばですよ、市町村の数じゃないんですけども、もうかなりのところ政令市に権限移っていると、残りは非常に少なくなっているねと。こういう状況になってきたときに、つまり、そういう状態の中で県が一体幾ばくかの権限があるのかなと。

あるいは、そうなると都道府県会議員の数がどうだとか、いろんなことを言う人もいるんですけども、これはちょっと別にして、本当に道州制の下で、今度は政令指定都市と今おっしゃっていた中核市、特別市といって、かなりこれ、今のお話でいけば合併をどんどんこれからも推進されていくということを恐らく進めていかれるだろうと思うんですが、そうになっていったときに、政令指定都市がどんどんどんどんできてくると。逆に言えば、もう昔のように、要するに間にある中間的な団体、広域的な自治体というのは要らないで、中央政府から直結して、基礎的な自治体だけの直結関係でいいじゃないかと、その方が行財政改革という観点からしてもうまくいくんじゃないかと、こういう見解を持つ人が当然出てくると思うんですよね。

そうなると、いやいや、道州制になっても、やっぱりそれは、道州という、特区ではありません、道州になった場合にでも、実はそういう中間的なものが要るんだよと、そしてその中にまた政令市もあるんだよと、こういう形になっていくのか、その辺りはどんなふうにも、道州制下における政令市の扱いといいますか、これは特区法案でいえば札幌市しか今のところ北海道の場合はありませんので、札幌市の意見もよく聞くようにということなのかもしれないけれども、その辺りはどんなことが議論されているんだろうかと、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

国務大臣（佐田玄一郎君） 基本的に、今回の道州制特区推進法案につきましては、要するに特定広域団体ができて、今先生言われたように札幌もこれは政令指定都市でありますから、さあじゃその辺の権限はどうなるかというのは、これは同じ状況であろうと思います。

ただ、政令指定都市ですから今までの権限があるわけですけども、それはそのままやって、基礎自治体として今までの体系を保っていくと。そしてまた、その中で、それと特定広域団体、今度できるわけがありますけれども、そういうふうな関係になってこようかと思えます。まあそういうところですね。

峰崎直樹君 ちょっとまだよく分からない。よく分からないはずなんですよね、やっぱり将来の、特区じゃなくて、将来の道州制というのはどうあるべきなのかということについてのビジョンがはっきりしないわけですから。それは政令市どう扱ったらいいのかねと

か、いや政令市はもう直轄でいいよとかというような議論が当然出てくると思うんですよ。

まあそのことはちょっと今日は別にして、大前提として、その前に、市町村合併が随分進んだとおっしゃっているんですけども、ちょっと教えてほしいんですけども、市町村合併で進んだ都道府県というのは、進んだというのはこういう削減率ですよ。全体が北海道でいえば二百十二だったと、今百八十五ぐらいになっていますから、そうすると削減率はそれから二十七引きますから二百十二分の二十七、十何%と。そういう形で質問もしておりますので、市町村合併で見て、都道府県別に削減率の高い順番というのはどんな順番になっていますか。上位五つぐらい挙げてみてください。

大臣政務官（土屋正忠君） お答え申し上げます。

市町村合併は、まず昭和四十年三月から法律を施行して行っているわけでありまして。ただ、このところ加速的になりましたのは、平成十一年三月にいわゆるこの推進のための財政的支援措置を強化いたしましたために、それをきっかけにして急速に進んだわけでありまして。

現在、総数では当時三千二百三十二あった基礎的な自治体が、市町村であります。基礎的な自治体が平成十九年三月には千八百七となったわけでありまして。したがって、全国的な減少率は四四・一%なんでありますが、これを都道府県別に分けると、まず第一が広島県の七三・三%の減少、愛媛県が七一・四%の減少、長崎県が七〇・五%、大分県が六九・〇%、新潟県が六八・八%と、これがベストファイブということになるわけでありまして。

峰崎直樹君 ちなみに北海道はどのぐらいですか。さっきちょっとアバウトなことを言いましたけれども。

大臣政務官（土屋正忠君） 失礼いたしました。

二百十二あった市町村が現在百八十でありますので、一五・一%の減少率で、四十七都道府県中四十四位でございます。

峰崎直樹君 四十七都道府県中四十四位というのは、余り成績はいわゆる合併推進論者からするとよろしくないわけですけども、ブロック別に見て、まあ北海道は一つのブロック、東北は新潟を含んだ東北とか、北陸とか北信越とか、いろいろ取り方があって、どの道州を選ぶんだというんで、ブロックを選ぶんだという、これまた難しいのかもしれませんが、通常言われているブロック別に見て、どのブロックが一番高かったんでしょうか。

大臣政務官（土屋正忠君） 中国ブロックが六四・八%で、一般的に言いますと西高東低と言われております。

峰崎直樹君 ということは、総務大臣政務官、またもう一つ、合併はこれからもずっと進めていくんですね。それもちょっと聞いておきたいんです。

大臣政務官（土屋正忠君） 現在のところ、私どもの目標としては、一万人以下の人口の市町村というのは、総合的な、基礎的な自治体としてのいわゆる体力と俗に言っておりますが、体力が少ないんじゃないかと。一万人以下の市町村は約五百ありますが、これらについては合併を進めていくようにいたしたいわけではありますが、議員御存じのとおり、本来はこれは自主的なことでございますから、国はあくまでも対等協力の関係で助言するという立場でありますので、何か強制的な措置を伴うといったようなものではございませんが、一応目標としてはそういう目標でございます。

峰崎直樹君 今のお話を聞いていて、北海道はもう既に一つの広域のブロックになっている。しかし、ここの法律の理念からすると、要するに広域化して、合併等その他が広域化しているということからすると、余りモデルとしてふさわしいことではないんじゃないかな、この特区にするのは、むしろ、それこそ中国地方、副大臣のおられる山口県も含む、すごい六四・八%という、これぐらいどんどん大きくなってきて、まだ恐らく進むんだろう、進むのかどうか分かりませんが、そういう広域化がどんどん進んで、従来のある意味では市町村というものとは違った形で展開しているところに、私はまず第一番目にこの基本理念のところの広域行政と言われているところ、これがやっぱり入ってくるんじゃないかなという感じがするんですね。そういう点で、この第三条の規定にあります、この基本理念のところにある広域的ないわゆる課題というのは、余り北海道というのは道州制特区にするのには適地ではないんじゃないかなというふうに思うんですね。

と申しますのは、またこれ市町村合併百八十まで行っていますけれども、非常に広うございますから、さっき一万人以下のところをなくすんだと、こうおっしゃっているんですけども、相当広域自治体をつくっても、一万人に行くか行かないか分かんないようなそんな過疎地域がどんどん増えてきているんで、そういった意味でも、やはりそういった観点からしても余りお勤めの地域じゃないんじゃないかと思うんですけど、この点はどのようにお考えになっているんでしょうか。

国務大臣（佐田玄一郎君） 先ほども申し上げましたけれども、北海道は、まあ広さだけで決めるものではありませんけれども、五分の一の広さを擁して、そしてまた、歴史であるとか自然、経済、社会、文化等の独自の地方を形成されておると、そういう中におきまして、経済財政諮問会議で知事さんの方からも御提案があったと。

そういうことを踏まえて、またもう一点は、ほかの地域はどうなんだと、こういうお話ありますけれども、もちろんほかの地域が三県以上で申請あった場合は政令で決めていく

ということであります。そういう中におきまして、今回北海道の中でやはり税財源、権限の移譲が例えば行われた場合には、これは基礎自治体の方に対しまして、引き続き権限の移譲を行うことによって、これを密接的かつ非常に効率よくやっていくということを考えたときに、やはり北海道地域というのは私は逆に向いているんじゃないかと、こういうふうに思っております。

峰崎直樹君　ここで向いている、向かない、いろんなことについて水掛け論的に話しても仕方ないんですが、仮にですよ、来年春に北海道統一自治体選挙と知事選挙があります。そのとき新しい知事が出てきて、このいわゆる特区に指定されることを返上したいというふうに言われたときには、これはすんなりと返上していただけるのでしょうか。

国務大臣（佐田玄一郎君）　まあしかし、提案がありましたからそうすんなりは返上はできないと思いますけれども、先ほど来から申し上げているとおり、例えば特定広域団体に指定されてしまったと、その中で例えば基本方針があるわけですが、基本計画を立てなければこれは先に進まないわけですから、実質的な返上になる可能性はあると思います。

峰崎直樹君　実質的なのというと、要するにこれは法律で一回定めて、北海道はもう名指しで入っているわけですよ。しかし、地元の北海道からしたら、いや、どう見てもこれは北海道特区としてやってもらったって余り意味がないと、我々としてはもう返上したいと、こういう話があったときには、いわゆるこれ委員会、道州制特区特別委員会ですか、ちょっと正確な文章忘れましたが、そういう委員会で改めて審査されるということですか。道州制特別区域推進本部と、こういうことになるわけですか。

国務大臣（佐田玄一郎君）　一応この法律自体にもう既に北海道の指定した部分もございますので、これは推進本部というよりも、推進本部から、つまり基本方針が出されても、北海道の方で基本計画を立てる際には本部並びにその北海道の御意見を聞きながらやっていくわけでありまして、先ほども申し上げましたように、市町村から御意見を聞き、そして最終的にはこれは議会の同意も得なくてはならないと、そういうことになってきますと、まあそういうことはないとは思いますが、それから先に進まなくなるという可能性はあると思いますし、ただそういうことは私はこれはないと、こういうふうに思っております。

峰崎直樹君　来年の春どうなるのか、ちょっと私も予断を許しませんが、是非とももう少しきちんとした本来の分権に資するようなものになってほしいなと思っておりますが。

そこで、このいわゆる法案の目的規定の中に、一つは地方分権の推進に資すると、こう

あるわけでありますが、地方分権の推進に資するためにはどんな条件があれば地方分権の推進に資すると、こう判断されているのか。現時点それは、担当大臣、この法律案でそれが本当に担保されていると、こうお思いでしょうか。ちょっと重ねた議論になると思いますが、ひとつお願いいたします。

国務大臣（佐田玄一郎君） 私としては、これは今も申し上げましたように、例えば稚内では既にもういろいろな税財源、権限移譲の案が五百弱ぐらいもう出ております。そのほかの市も、今ちょっとつまびらかに資料ありませんけれども、かなりの数が出てきているということをお聞きしております。

そういうことを考えたときに、これを当然のことながら道の方で議論をしていただき、そして御意見を賜りながら、いろんな税財源、権限の移譲を閣議決定していくわけでありますから、そういう意味におきましては地方分権が進んでいくというふうに確信をしております。

峰崎直樹君 今、稚内から五百項目ぐらい出ているというのは、それは稚内が道州制特区に基づいていわゆる出した五百項目ですか。それは道に対して市町村にこれだけの権限を移譲してくれと、こういう中身なんじゃないですか。

国務大臣（佐田玄一郎君） これ、資料今いただきましたけれども、失礼しました、数がちょっと違うんで。

これは道からの権限移譲ということでありまして、事務権限の移譲の状況ということでもありますけれども、稚内が三百五十九ですね。失礼しました、四百とっております。三百五十九。登別が百六十四、北斗市百九、美幌百四と、あとは十台でありますけれども、かなりの数が出てきているということでもあります。

峰崎直樹君 その中身は、我々、どんなことを言っているのかちょっと分かりませんが、ここでやっぱり冒頭の北海道というのは、今の北海道知事さんは最初に、十二月十九日に経済財政諮問会議にその原案出してきたときに何て委員から言われたかということ、あなたは国に対してはいろいろ言っているけれども、道から市町村に対する権限なんか、財源とかそういうものの分権が全然入っていないじゃないかと言われた。

つまり、市町村長の皆さん方が何求めているかということについて、いわゆる道州制特区というときに何をその方が考えていたかという、今の知事さんが最初に考えたのは、国と道ばかり考えていて、道と市町村のところはほとんど何も出してない案だったために、実はそういう今になってどんどん出始めているんですよ。

私は、本当にやらなきゃいけないのは正に今そこから出ている、つまり、道と市町村、基礎的自治体と都道府県との、まずその財源もきちっとやっぱりやらなきゃいけないん

ですが、私はそのところが、市町村の仕事、道の仕事、あるいは都道府県でいいんですが、それから残された国の仕事というものの仕分が実はほとんど議論されないままに来て、そして今一方的にそういう形で上がってきていると。だから、そういう意味でいうと、これから恐らく北海道内における論議も、正にそういう市町村の皆さん方の声をしっかり聞くようなものになっていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております、今お話を聞いていてつくづくそういうふうに思ったわけでありまして。

そこで、目的規定、今、分権の問題については、分権が進むと、つまりそういう声が出始めたというのは一つのいいことなのかもしれませんが、もう一つ、目的規定の中に「行政の効率化に資する」という目的があるわけでありまして、今回の法案の中で八項目の問題出ていますね。この八項目の提案されてどのぐらいの、いわゆる行政改革の効果というのは効率性が上がるというふうに試算をされているのか、もし分かれば教えていただきたい。

国務大臣（佐田玄一郎君） 試算、細かいところを申し上げて間違うとまずいんですけども、今回の場合で一つの例でありますけれども、先ほど申し上げましたいわゆる交付金の関係で、民有林の関係、そしてまた河川、道路、そして砂防の関係等、この事業については六十人の方々が減員になると、こういうふうにお聞きしております。

峰崎直樹君 まだ恐らく、今は砂防とかそういう公共事業関係のことをおっしゃいましたんで、恐らく實際上、財源的にはどのぐらいの効果があるのか、それから様々な効果がどう出るのかということについてまた別の角度から恐らく評価しなきゃいけないんだろうと思うんですが、ちょっと時間がないので先に行きますが。

分権が進んだか進まないかというのは、地方にとってみるとやっぱり自由度がそれだけ増したかどうかということだと思うんですが、私は冒頭、いろんな事業の中身について余り自由度が、権能が本当の意味で増えているというふうになかなか思えないということをおっしゃったんで、ここは意見の相違があるところなのかもしれません。

そこで、時間がないのでお聞きします。

このいわゆる何項目めでしたか、要するに公共事業でやってきた、法の第七条第二項四号というところで、国が実施している工事又は事業とはということですからそこに記載をしておりますが、ここで打ち出されています直轄通常砂防事業、民有林の直轄治山事業、開発道路に係る直轄事業、二級河川に係る直轄事業、この公共事業四つ性格があるわけですが、このいわゆる事務事業というものの性格は、これは国の事務なんですか、それとも地方自治体の事務、自治事務なんですか。

国務大臣（佐田玄一郎君） 事務につきましては、法案第十二条一項及び第二項の規定に基づきまして、特定広域団体が処理することとなる生活保護法に規定する事務が地方自

治に規定する第一号法定受託事務に該当いたしまして、事業については、特定広域団体が実施することとなる直轄通常砂防事業及び二級河川に係る直轄事業が第一号法定受託事務に該当するというのでありまして、その他の事務事業は自治事務であるというふうに考えております。

峰崎直樹君 よく分からなかったんですが、砂防事業、もっと言いますと、民有林の直轄治山事業、開発道路の直轄事業、二級河川に係る直轄事業は、これは法定受託事務ということなんですか、今度の事務の性格は。この四つをまず聞いている。

副大臣(林芳正君) 細かい仕分でございますので私から御答弁させていただきますが、事業につきましては、今御指摘のあった中で直轄通常砂防事業と二級河川に係る直轄事業がいわゆる地方自治法に言う第一号の法定受託事務でございますので、今大臣から御答弁がありましたように、その他の事業は自治事務であると、こういうことでございます。

峰崎直樹君 そうすると、民有林の直轄治山事業と開発道路に係る直轄事業というのは、これは自治事務なんですか。

副大臣(林芳正君) そういうことでございます。

峰崎直樹君 そうすると、自治事務に対して国がああしろこうしろというふうなことは、通常は自治事務ですから言えないんじゃないかと思うんですが、自治事務を、これはあれですか、国に対して逆に移譲しているんですか、法定受託しているんですか、この事務は、通常は。それを今回また元へ戻しているという、こういう理解なんですかね。通常、民有林の直轄治山事業あるいは開発道路に係る直轄事業というのは、我々のイメージからしたら、この四つの事業はいずれも法定受託事務になっているんじゃないかなというイメージで受け止めていたんですが、それはどうなっているんですか。山崎さん、これはしょうがないな。

政府参考人(山崎史郎君) お答え申し上げます、解釈に関するところでございますので。

今申し上げましたのは、正にこれは今国の事務でございますけれども、それが正に特定広域団体に移った後に一体何に当たるかということで、先ほど申し上げましたように、第一号法定受託事務若しくは自治事務という形で分かれるという形でございます。

つまり、現行におきましては、今申し上げましたように、この部分というのは正に国の事務として行っているわけでございますので、この法案によって実際にこれが特定広域団体の方に事務が移るわけでございますが、その移った段階において地方自治法上の第一号の法定受託事務になる事務もございまして、そうではなくて自治事務になるものもあると。

先ほどございました私有林の直轄治山事業に関しましては自治事務として取り扱われると、こういう形でございます。

峰崎直樹君 要するに、この四つの事業は現在は国の事務で法定受託事務に、もし自治体がやるとすれば法定受託事務になると。ところが、今回は自治事務が二つで、直轄砂防とそれから二級河川、これは国の事務だけれども法定受託事務として道にやってもらう、やらせると。まあ昔の機関委任事務ですわね。私有林の直轄治山事業は公共事業だけれども、これは自治事務だと、それから開発道路に係る直轄事業も自治事務だと、こういうことなんですか。

そうすると、国が自治事務にしますよと。そうすると、今度は自治事務ということになると、自治事務に対する財源的な問題というのは、権限というのはどうなるんですか。これは交付税とか、いわゆる本来の自治事務に該当するためには一般的な、直轄交付金じゃなくて、交付金ではなくて、本来なら一般交付金なり別の形でこれは財源が手当てされなければまずいのか、その辺りの自治事務に伴う財源的な位置付けは同じものでいいんですか、交付金という形で、その点はどのようになっています。

大臣政務官（土屋正忠君） 一般的な自治事務に対する解釈でございますので、総務省の私の方からお答え申し上げますが、自治事務か法定受託事務かというのは、それぞれの地方自治体が自立的、自主的にやる事務か、あるいは国がやるべきかという、こういう区分でございます。

自治事務の中にもいろいろな自治事務があるわけでございますが、いわゆるそれぞれの法律に基づいて自治事務が定められておりますので、その財源内訳については、一般財源で措置する場合がありますし、国からの補助金あるいは負担金という形で措置をしている場合もございます。それは、それぞれの行政分野によって財源の内訳は違って来るわけでございます。

峰崎直樹君 いや、私も余りここら辺は、自治体にちょっと籍を、やや籍を置いた者として非常によく分からないなと思っているんですが、自治務になったことに伴って今までの法定受託事務とは違った性格付けが与えられた以上、財源、権限も当然変わってくるであろうと思ったんですが、これ、権限はさっき、権能は与えてないとおっしゃっていましたよね。自治事務は、中央が権能を持って、本当に与えなくていいんですか。これはよく分からないですね。

大臣政務官（土屋正忠君） 具体例を挙げて説明をいたしますとよくお分かりになるんじゃないかと思いますが、例えば国民健康保険という事務があります。これは自治務になっているわけでありましてけれども、この国民健康保険の給付にかかわる様々な補助金、

負担金等については、それぞれ国から出たり都道府県が負担したり、こういう仕組みになっているわけでありまして。したがって、自治事務という範囲の中にも様々な財政的な措置があると。

現在地方自治で問題になっておりますのは、なるだけ自治事務という以上は一般財源で賄っていけるような方向に行くべきではないかという議論になっているわけでありまして。

峰崎直樹君 何だかよく分からないことになった。つまり、国保の、保険の問題でいうんなら、それは保険原理と財政負担何のためにやるかということがごっちゃになってるんですよ、日本は、多分。だから、保険なのか、あるいは公的な扶助なのか分からないんです、これ、本当。

だから、そこは僕は別の問題として置いて、これはもう、これはこれで非常に大問題だと思うんですけどね、自治事務の問題で。今の問題は権能のところを言っているんですよ、冒頭の九十五条に絡んだ問題で。自治事務になったというのにこれは権能は移りませんというのは、どう見てもこれは私分からないですね。

ちょっとこれ説明してくれませんか。林副大臣、ちょっと説明してくださいよ。自治事務になったというんですよ、二つの事務は。ところがこれは、いわゆる権能という、九十五条で言うところの、そちらの方には移っておりませんといたら、こんなのは自治事務になったということにならないんじゃないですか。

副大臣（林芳正君） ちょっと御通告がなかったんで、自治事務の定義、法定受託事務の定義、これ地方自治法に定まっておりますので、これが地方自治法における自治事務、これは二条の八項でございますけれども、それから法定受託事務はそれぞれ九号の一と二に規定されておりますが、これの定義と、それが先ほど申し上げました憲法九十五条におけます組織、運営、権能という場合の権能のこのものにどう当てはまるのかというのは、総務省の方でこの地方自治法を所管されておりますので、ちょっと私の方で今すぐに答えると言われてもちょっとなかなか難しいところがございますが、それは今おっしゃったように、ここで定めることと、それから憲法九十五条における解釈というものが区々にあるのではないかというふうに思っておりますのでございます。

峰崎直樹君 これ、質問ちょっと留保させてもらいたいし、また、場合によったら質問主意書で、この自治事務になることに伴ってどうしてこれが権能まで移譲しないことなのかということについての法的な、今日は法制局の人をちょっと呼んでいませんでしたのでそのところ聞くことができませんでしたが、改めてこれはちょっと質問を一点留保させていただきたいなと思っております。

さて、もうあと五分間という短い時間になって、まだまだたくさんありますが、最後に地方自治体の皆さん方から怨嗟の音が、これは何とかしてもらいたいという声が出てきて

いることについて、今日は国土交通省さん、お見えになっておりますのでお聞きします。

国の直轄事業がありますよね、それに地方自治体が負担させられるんですよ。たしか二割ぐらい負担してたんじゃないかと思うんです。その負担の率を教えてくださいんですが、直轄事業なのに何で負担させられるんだと。これは、全国の知事会からもこれをなくしてもらいたいという要望はよく出るんですよ。この点についてどのようにお考えになっているのか。

並びに、明細書がかつては地方自治体に対して、あんだのところには何百億だよと、ほんとそれだけ行くだけだったんだそうであります。最近変わったやに聞いておりますが、その辺りどのようになっているのか、併せてお聞きしたいと思います。

副大臣（望月義夫君） 各地方自治体からそのような陳情が出て、御意見があるということは伺っております。北海道の場合には約二割の負担をいただいているというような話も実は聞いております。まあ北海道は特例でございまして、一般の地方自治体が大体五割ぐらいのものが多くはございますけれども、これは直轄事業についても、もちろん国の道路、河川、港湾を、これを造ることによって地方自治体が防災上の問題、あるいはまた地域の活性化や企業を誘致するという点では、これはそれぞれの地域で直轄事業をやることによって大変有利な状況になるということございまして、それなりの、何と申しますか、負担と申しますか、費用の一部について法令に基づいて受益者たる地方自治体に相応の負担を求めるといふこと、これはもう実は法律で決まっております、道路法、それから河川法、港湾法等で負担の割合は決められておりますので、そういうことで進めさせていただいております。

峰崎直樹君 それならもう直轄事業じゃなくて補助事業じゃないですか。国が八割も出す補助事業と本当に変わらないんじゃないかと思えますよね。ちょっとそれは、法律改正事項だとすればそれは改正の問題があるんだろうと思えますが。

ちょっと総務大臣、最後になりますが、もう一つお聞きしそびれたんですが、さっきの四つの公共事業についての事務の性格は分かったんですが、第十条から十六条までの、先ほどございました商工会議所の認可だとか生活保護の特例だとか児童福祉法の特例とか、こういった事務は、これは自治事務なんですか、それとも法定受託事務になるんですか。

政府参考人（山崎史郎君） お答え申し上げます。

事務内容でございますが、先ほどお話し申し上げたとおり、生活保護に関する事務でございますが、これについては第一号法定受託事務と考えてございますが、残りの例えば調理師等の関係でございますが、これに関しましては自治事務と、このように考えている次第でございます。

峰崎直樹君 それでは、ちょうど時間、十二時、ちょっと予定よりは早いんですけども、まだまだあるんですけども、以上で終わらせていただきたいと思いますが、先ほどの質問はちょっと留保をさせていただいて、ちょっと別のバッテリーになるのか、あるいは質問主意書になるのか、なかなか内閣委員会、敷居が高うございまして、こちらに来るのも難しいかと思しますので、またそういった点についての質問は継続させていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。